

# 第 1 回教育委員会

平成 30 年 1 月 10 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第 4 号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第4号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（平成26年大阪  
市教育委員会規則第11号）を次のように改正する。

第8条第1項中「咲くやこの花高等学校」を「大阪市立学校管理規則（昭和35年  
大阪市教育委員会規則第7号）第17条に規定する併設型高等学校」に、「咲くやこ  
の花中学校」を「同条に規定する当該高等学校に係る併設型中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行  
規則(抄)

(入学検定料及び入学料の徴収)

第8条 入学検定料は入学願書提出の際に、入学料は入学者の選抜に合格した  
者を発表した日( 咲くやこの花高等学校

大阪市立学校管理規則(昭和35年大阪市教育委員会規則第

において、咲くやこの花中学校

7号)第17条に規定する併設型高等学校 同条に規定する当該高等

から入学者の選抜によらずに入学する者にあつては、

学校に係る併設型中学校

当該入学予定者を発表した日)から5日以内に、それぞれ徴収する。

2 - 3 省 略

# 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する 条例施行規則の一部改正について

## 1 改正の理由

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定による公立国際教育学校等管理事業（公設民営学校）を活用し、新たな併設型中高一貫校（大阪市立水都国際中学校・高等学校）を設置し、指定公立国際教育学校等管理法人に学校の管理を行わせることとし、関係条例等の制定・改正を行ってきたところである。

本事業の実施に関し、関係する教育委員会規則について、必要な規定整備を行うため、本規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

併設型中学校から併設型高等学校に入学する者（以下「内部進学者」という。）については、高等学校において入学者選抜を行わないことから、第 8 条第 1 項中に、内部進学者にかかる入学料徴収期日の起算日を規定している。

本規定（咲くやこの花中学校・高等学校にかかる規定）について、水都国際中学校・高等学校も同様にこの対象とするため、「咲くやこの花高等学校」及び「咲くやこの花中学校」を、大阪市立学校管理規則第 17 条の「併設型高等学校」及び「併設型中学校」に改める。

## 3 施行期日

公布の日

（参考）

水都国際中学校・高等学校の開校予定日（平成 31 年 4 月 1 日）における、大阪市立学校管理規則第 17 条の規定は以下のとおり。（予定）

（中高一貫校）

第 17 条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）と同表右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）は、学校教育法第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立水都国際中学校	大阪市立水都国際高等学校